

岩手県告示第257号

オートキャンプ場条例（平成11年岩手県条例第21号）第7条第2項の規定により、岩手県立陸前高田オートキャンプ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 表1に掲げる額に、小学校児童及び中学校生徒（次のいずれかに該当する者を除く。）が使用する場合にあっては1人につき200円、その他の者（次のいずれかに該当する者を除く。）が使用する場合にあっては1人につき400円を加算した額
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）又はこれらの者の介護を行う者（当該これらの者1人につき1人に限る。）
  - 満65歳以上の者
- 附属の設備を使用する場合にあっては、1による額に表2に掲げる額を加算した額
- 利用料金の適用年月日

平成24年4月1日

表1 施設の利用料金

区 分		単 位		利用料金
ケビン	宿泊	1日までごとに1棟につき	通常日	12,000
			繁忙日	15,000
	一時使用	1棟につき		3,000
ドームハウス	宿泊	1日までごとに1棟につき	通常日	12,000
			繁忙日	15,000
	一時使用	1棟につき		3,000

備考1 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

3 「通常日」とは、繁忙日以外の日をいう。

4 「繁忙日」とは、次に掲げる日をいう。

(1) 4月28日から5月6日まで、7月14日から8月19日まで及び12月20日から1月3日までの期間内の日

(2) (1)に掲げる期間以外の期間内の金曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）の前日

5 次の場合に該当する使用に係る施設の利用料金の額は、当該使用に係る施設の通常日の利用料金の額とする。

備考4(2)に掲げる日において施設を使用する場合（宿泊に係るものに限る。）であって、当該施設の使用（宿泊に限る。）が2回目以降の使用に当たるとき

5 ケビン又はドームハウスに連続する3日以上の間宿泊する場合の利用料金の額は、1日までごとに1棟につき、初日及び2日目にあつてはこの表の当該使用に係る施設の通常日の利用料金の額とし、3日目以降にあつては当該額から2,000円を差し引いた額とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
洗濯機	1回につき	円

		100
乾燥機	1回につき	100
ガスコンロ	1回につき	10

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。